

議案第 2 号

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例を別紙のとおり定める。

平成 2 0 年 3 月 1 日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 四方 八洲男

提案理由

後期高齢者医療制度の円滑な施行のため、後期高齢者医療制度臨時特例基金を設置する必要があるので提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例

(設置の目的)

第1条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)に基づく後期高齢者医療制度の円滑な施行を図るため、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、京都府後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が交付を受ける高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金の額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益の処理)

第4条 基金の運用から生じる利益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

- (1) 平成20年度において、広域連合が、法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者(以下「被扶養者であった被保険者」という。)に対し、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年条例第32号)附則第9項及び第10項の規定に基づき、保険料を賦課するための財源に充てる場合
- (2) 前号に規定する被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例に

関する広報啓発に要する費用その他法の円滑な施行のための準備経費等の
財源に充てる場合

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。